

市川市立北方小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(基本的な考え方)

- ・ いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- ・ いじめ防止対策推進法を児童、保護者に周知に努める。
- ・ 差別的発言や児童を傷つける発言等教職員の不適切な発言や、体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎むこと。（発達障害についての理解を深める）
- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人に自己有用感を高める。
- ・ 児童の自発的な活動を支援する。
- ・ 道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。
- ・ 毎月開催される生徒指導・特別支援部会において、児童等についての情報交換を行う。

② いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

(措置)

- ・ 定期的な「学校生活アンケート (いじめアンケート)」を6月と11月、2月の年間3回、全児童対象に実施し早期発見に努める。
- ・ 教育相談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。アンケート結果を学年で共有し、生徒指導・特別支援部会で報告する。
- ・ 児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 毎月開催される生徒指導・特別支援部会において、各学年の事案を報告し合い、情報を共有する。

③ いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめを受けた児童を守り通すとともに、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。

(措置)

- ・ いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織 (生徒指導・特別支援部会)」に直ちに情報を共有する。
- ・ 組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に連絡する。
- ・ 校長が必要と判断した場合、学校運営協議会、PTA にも協力を依頼する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・ いじめを受けた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、安全を確保する。
- ・ いじめを行った児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。なお、いじめを行った児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を依頼する。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

(名称)

- ・生徒指導・特別支援部会

(構成員)

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務（事務局）…教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育担当教諭、教育相談担当教諭、セクハラ相談窓口教諭、不登校対策担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、ゆとりぎ相談員
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、学年担任、人権教育担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、ゆとりぎ相談員等関係職員及び学校運営協議会代表

(役割)

- ・学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

校長→教育委員会

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を、教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ・ ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・ 毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・ いじめの問題への取組を、保護者、児童、教職員及び学校運営協議会で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

いじめ防止基本方針の改定のポイント（参考資料）

国 平成29年3月14日改定

県 平成29年11月15日改定

- 1 いじめから「ケンカを除く」という記述が削除
- 2 学校評価の評価項目に「いじめ防止等のための取組状況」を位置付けることを規定
- 3 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記
- 4 道徳教育の充実について明記
- 5 いじめの「解消」の定義を詳細に規定
いじめに係る行為が止んでから3か月経っていること
被害者が心身の苦痛を感じていないこと
- 6 P T Aの協力を得ることを明記
- 7 特に配慮が必要な児童生徒について明記
発達障害、外国籍や帰国子女、L G B T、東日本大震災の原発避難者

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）